

# またまた繰り返された 勤務の不当な取扱い!!

私たちは、この間、会社による勤務の不当な取扱いについて、繰り返し申し入れを含め指摘してきました。

今年1月25日に発生した大雪によるダイヤ乱れによる勤務の取り扱いで、8時間以上の連続勤務をさせられたにもかかわらず、休憩時間も与えられず、折り返しの準備報告時間もカットされ、しかも、休憩時間を仕事が終わった後に偽装工作された問題が明らかになりました。さらに6月2日に発生した豪雨によるダイヤ乱れでも同様に勤務の不当な取扱いをしたことも明らかになりました。また、8月15日の台風7号上陸の際の勤務の取扱いの問題も分会情報交差点で指摘し、訴えてきました。

そして、10月23日に愛知県知立市で発生した沿線火災でも、またまた同様の休憩時間を与えられない連続勤務や折り返し準備時間のカットが平然と行われました。

この間、災害の度に繰り返される、休憩時間を与えられず、準備報告時間もカットされ、挙句に、退出後に休憩させられることの問題点（与えられなかった休憩時間分の時間と準備報告時間カット分と退出後に強要された休憩時間分の未払賃金）を私たちは労基署相談し、さらに申告しました。しかし、相変わらず日勤行路では、出先での休憩を与えられず、代わりに退出後に休憩を強いられ、最後に点呼時間を取って付けたように工作するという、不当かつ理不尽な勤務の取扱いが横行しています。

## 私たちは繰り返し訴えます!

今後も豪雨や台風や豪雪等異常時のダイヤ乱れが発生することが予想されます。

その場合、会社は制度で定まった準備報告時間は、違法にカットせず全て付けなければなりません。

また、労基法で定められた休憩時間は乗務と乗務の間に与え、物理的に取れなかった場合、休憩時間は勤務終了後ではなく、キッチリ賃金で補填せよ!!